

科目別 択一 プラクティス

基本テキストを通読しただけでは理解しにくい箇所や、わかっているつもりになっているがしっかりと理解できていないことが多い箇所について、毎月1科目、五肢択一式問題演習の形式で詳しく解説します。さらに重要なポイントは動画で解説！

第5回／全8回



社会保険労務士
山川 靖樹
(山川社労士予備校)

国民年金法

〔問 1〕 国民年金法に関する次の記述のうち、正しいものはいくつあるか。なお、本問において、いずれの者も「この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者」には該当しないものとする。

- ア 日本国籍を有しない者であっても、所定の要件に該当する限り、第1号被保険者、第2号被保険者又は第3号被保険者となる。
- イ 日本国内に住所を有しない者であっても、所定の要件に該当する限り、第1号被保険者、第2号被保険者又は第3号被保険者となる。
- ウ 厚生年金保険法による遺族厚生年金の受給権を有する者は、第1号被保険者とはならない。
- エ 60歳以上の厚生年金保険の被保険者は、第2号被保険者とはならない。
- オ 第2号被保険者の配偶者であって主として第2号被保険者の収入により生計を維持する20歳の者であっても、その者が大学生である場合には、第3号被保険者とはならない。

- A 一つ
- B 二つ
- C 三つ
- D 四つ
- E 五つ

■ 詳細レクチャー ■

● 強制被保険者の概要

第1号被保険者	自営業者・学生等
第2号被保険者	サラリーマン・公務員等
第3号被保険者	被扶養配偶者

強制被保険者には、国籍要件は問われません（一部の者に例外あり）。

(1) 第1号被保険者

条文

日本国内に住所を有する **20歳以上60歳未満**の者であって第2号及び第3号のいずれにも該当しないもの（厚生年金保険法に基づく**老齢給付等**を受けることができる者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を**除く**）は、国民年金の**第1号被保険者**とする。

ここをチェック!👉

- 第1号被保険者は、国内居住要件及び年齢要件が問われます。
- 「**厚生年金保険法に基づく老齢給付等**」とは、厚生年金保険法に基づく**老齢又は退職を支給事由とする年金たる保険給付**その他の**老齢又は退職を支給事由とする給付**であって政令で定めるものをいいます。
- 「**この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者**」とは、次の者です（*「第3号被保険者」において同じ）。
 - **日本の国籍を有しない者**であって、入管法の規定に基づく活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦に相当期間滞在して、病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは傷害について医療を受ける活動又は当該入院の前後に当該疾病若しくは傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話を**する活動**を行うもの（**医療滞在ビザで来日した者**）
 - **日本の国籍を有しない者**であって、入管法の規定に基づく活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦において1年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うもの（**観光・保養を目的とするロングステイビザで来日した者**）

ちょっとアドバイス!

- 厚生年金保険法による**老齢給付等の受給権者**は、第1号被保険者から除外されます。
↓ 具体的に…

60歳未満で老齢給付等の受給権者となる場合とは、一定以上の坑内員・船員期間を有する「特別支給の老齢厚生年金」の受給権者である。なお、障害給付や遺族給付の年金受給権者については、適用除外とされていない。